

8 福薬業発第 16 号
令和 8 年 4 月 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 濱 寛

**令和 8 年度在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント
対策事業について（周知依頼）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、福岡県高齢者地域包括ケア推進課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

福岡県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的として、令和 8 年度における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業が開始されております。

また、本年度においても「福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」が実施されますので、ぜひご活用ください。

つきましては、ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

令和8年度福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント
対策事業について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策を実施しております。

この度、令和8年度における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業を開始いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会所属の各機関又は所属会員に対し、別添各事業所宛通知文により周知していただきますようお願いいたします。

なお、当課から直接の周知は行っておりませんので、申し添えます。

記

1 送付資料

周知文及び以下（1）～（3）を用いて周知をお願いいたします。

- | | | |
|---|-----|-----|
| （1）「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」概要チラシ | ・・・ | 別添1 |
| （2）「令和8年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」概要チラシ | ・・・ | 別添2 |
| （3）「令和8年度福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金」概要チラシ | ・・・ | 別添3 |

2 対象事業所・サービス種類等

（1）「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」

在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

（2）「令和8年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

（3）「令和8年度福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金」

公的医療保険を利用する訪問看護、精神科訪問看護又は訪問歯科衛生指導を行う事業所

3 県ホームページについて

補助金や相談窓口の詳細、その他の取組等については、県ホームページをご確認ください。

(1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の詳細について

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索



(2) 補助金、その他の取組の詳細について

補助金の詳細や様式その他、「対策マニュアル」や「利用者向けリーフレット」などを掲載していますので、必要に応じて御活用ください。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

担当：塩田

電話：092-643-3275

e-mail : zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

在宅医療関係事業所 各位

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

令和8年度福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント
対策事業について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業を実施しております。

この度、令和8年度における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業を開始いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なサービスを提供するため、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

記

1 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について

在宅医療・在宅介護サービスを円滑で継続的に提供していくため、在宅医療・在宅介護に従事する方やその管理者からの相談に、ハラスメント対応に詳しい相談員が対応します。

対象となる事業所等の詳細は「別添1. 相談窓口チラシ」を御確認ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」 ☎0120-111-309

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで「怖いな」「困ったな」と思った時、まずはご相談下さい。

・平日9:00～19:00(12/29～1/3除く)

・相談はすべて無料です。また、必要に応じて無料の法律相談も可能です。

・匿名での相談も可能です。

・右の二次元コードもしくは URL から相談できます。 URL: <https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>



2 令和8年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金について

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等の一部を補助します。

(1) 補助対象事業所

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

(2) 補助要件

「別添2. 概要チラシ」を御確認ください。

(3) 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「4 県ホームページについて」参照）に掲載しております。詳しい申請方法や留意事項は、「別添2. 概要チラシ」を御確認ください。

(4) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月10日（水）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前に生じた経費については対象外。

3 令和8年度福岡県複数名訪問費用補助金について

複数名での訪問者による訪問介護等において、利用者等の同意を得ることが困難であり介護報酬の加算等が適用できない場合に、その一部を補助します。

(1) 補助対象のサービス種類

公的医療保険を利用する訪問看護、精神科訪問看護又は訪問歯科衛生指導を行う事業所

(2) 補助要件

「別添3. 概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

(3) 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「4 県ホームページについて」参照）に掲載しております。

詳しい申請方法や留意事項は、「別添3. 概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

(4) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月10日（水）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前の訪問については対象外。

4 県ホームページについて

(1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の詳細について

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索



(2) 補助金、その他取組の詳細について

上記補助金の詳細や様式その他、「対策マニュアル」や「利用者向けリーフレット」などを掲載していますので、必要に応じて御活用ください。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係
担当：塩田
電話：092-643-3275
e-mail：zaitakuiyou@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター

相談はすべて
無料です

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで
「怖いな」「困ったな」と思ったとき、
まずご相談ください。



～ハラスメント対応に詳しい相談員が対応いたします～

 **0120-111-309**

平日 9:00～19:00 (12/29～1/3除く)

WEBからもご相談いただけます。(24時間毎日受付)

※右のQRコードもしくはURLから相談できます。

URL: <https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>



相談できる方

- 県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- 県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- 県内行政機関の職員

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

「ご相談する際の詳細は
裏面をご参照ください。」



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの委託を受けて、ダイヤル・サービス株式会社が実施しています。

次のような行為は「ハラスメント」に該当します。

<精神的暴力>

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

(例)

- ・大声を発する、怒鳴る
- ・特定職員への嫌がらせ
など

<身体的暴力>

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(例)

- ・コップを投げる
- ・たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く
など

<セクシャルハラスメント>

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的でないやがらせ行為。

(例)

- ・必要もなく体を触る
- ・ヌード写真やアダルトビデオを見せる
など

ハラスメント対応に困ったときは、

ひとりで抱え込まず「早めに」ご相談ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」では

- ✓ ご相談は匿名でも利用できます。
 - ✓ プライバシーは厳守します。お聞きした内容を無断で勤務先や他機関にもらすことはありません。
 - ✓ 必要に応じて、無料の法律相談も可能です。
 - ✓ 些細なことでも相談をお受けします。まずはお電話を！
- ◆ ハラスメントに適切に対応することは、利用者に対する円滑で継続的なサービス提供にもつながります

<留意事項>

この相談窓口で受け付けるご相談は、在宅医療・介護現場における利用者やその家族等からの暴力・ハラスメントが対象です。対象に該当しない行為（上司や同僚からのハラスメント等）に関する相談や、相談対象ではない方からの相談などはお受けできませんので、「みんなの人権110番」（☎0570-003-110）など、別の相談窓口をご利用ください。

その他の福岡県の取組は、
福岡県庁ホームページに掲載しています。

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



令和8年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和8年4月1日～令和9年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定※医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定※歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定※薬局）並びに栄養ケア・ステーション
※今後算定予定の場合も含む

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月10日

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

要件等

- 福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	補助限度額
安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費	13千円 (1事業所当たり)

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

対象機器の詳細などは、県が作成する「安全対策機器の使用に関するチラシ」やQ&Aをご確認下さい。

その他留意事項

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

- (1) 在宅医療機関等について 在宅医療係 電話：092-643-3275
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp
- (2) 訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話：092-643-3327
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

事務手続きのイメージ

<p>手続きの流れ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>① 補助金 交付申請</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>② 交付決定</p>  </div> </div>	
<p>対応者</p>	<p style="text-align: center;">事業者 県</p>	
<p>実施事項 必要書類 期間目安 など</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 (様式1) ・ 様式1-2 ・ 事業計画書 (様式1-3) ・ 役員一覧 (様式1-4) ・ 福岡県が実施する在宅医療・介護に関する暴力・ハラスメント対策 研修の受講修了証の写し ・ 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し (業者等による見積書等) ・ 業者等による仕様書やパンフレット等の説明資料 ・ 支払い先口座の確認がとれる書類 (口座の通帳表紙の裏表両面の写し) ・ 債権者登録申出書 (県に口座登録をされたことがない場合のみ) ・ 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等の写し </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>福岡県が実施する研修の動画はオンデマンド配信中です。配信動画を活用し、管理者の方と従事者の方が一緒に受講していただくことで、修了証発行の要件を満たすことができます。研修の詳細は県ホームページをご確認ください。</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>交付決定通知書 (様式2) を事業者へ送付</p> </div>	
<p>補足</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入する前に準備、県に提出</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>申請採択の選定</p> </div> <div style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>交付決定</p> </div> </div>	
<p>補足</p>	<p style="font-size: x-small;">必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。また、提出された書類は原則返却いたしません。</p> <p style="font-size: x-small;">交付申請の内容を審査し、適当と認められる際に交付決定の通知を行います。</p>	
<p>手続きの流れ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>③ 実績報告</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>④ 補助金 の確定</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>⑤ 補助金交付</p>  </div> </div>	
<p>対応者</p>	<p style="text-align: center;">事業者 県 県</p>	
<p>実施事項 必要書類 期間目安 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 (様式5) ・ 様式5-2 ・ 対象経費の精算額内訳 (様式5-3) ・ 支出したことが分かる書類 (領収書、インターネットバンキングの写し等で日付と金額の確認できる資料) ・ 契約 (注文) した日付が分かる書類 (契約書、注文書、注文請書、注文受付の確認がとれるメールの写し等) ・ 導入した機器の写真等 (導入した全ての機器の写真が必要です。) <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後に準備、県へ提出</p> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>実績報告提出後おおよそ1か月半後</p> </div> </div>	
<p>補足</p>	<p style="font-size: x-small;">事業者は、「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後、その日から起算して1月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告を行う必要があります。</p>	

令和8年度

福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算が適用できない場合に、診療報酬の加算相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和8年4月1日～令和9年3月31日までに実施する以下の事業

訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業

◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導

◆申請受付期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月10日

要件等

- 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- 複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

- 複数名訪問看護

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

1 同行する職種	2 補助基準額		3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	同一建物内1人又は2人	4,500円/回	2分の1	週1回まで
	同一建物内3人以上	4,000円/回		
准看護師	同一建物内1人又は2人	3,800円/回		
	同一建物内3人以上	3,400円/回		
看護補助者	同一建物内1人又は2人	3,000円/回		週3回まで
	同一建物内3人以上	2,700円/回		

※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）であること。

(2) 複数名精神科訪問看護

1 同行する職種	2 補助基準額			3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり	
看護師、保健師、作業療法士	同一建物内 1人又は2人	1日1回 4,500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円	2分の1	原則 週3日まで
	同一建物内 3人以上	1日1回 4,000円	1日2回 8,100円	1日3回以上 13,000円		
准看護師	同一建物内 1人又は2人	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円		
	同一建物内 3人以上	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円	1日3回以上 11,200円		
看護補助者、精神保健福祉士	同一建物内 1人又は2人	3,000円/回				
	同一建物内 3人以上	2,700円/回				

- ※ 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。
- ※ 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。
- ※ 30分/回以上の訪問であること。

(3) 複数名訪問歯科衛生指導

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師	1,500円/回	2分の1	原則 月4回まで

- ※ 20分/回以上の訪問であること。
- ※ 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

事務手続きのイメージ

詳細は「令和8年度福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助事業実施要領」を御確認ください。

